

令和3年12月8日

会員各位

鎌倉市医師会会長 山口 泰
公衆衛生担当理事 今井 一登

オミクロン株の感染が確認された患者等にかかる入退院及び 航空機内における濃厚接触者の取扱いについて

神奈川県医師会より通知が参りましたのでお知らせします。

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 菡 敏

B.1.1.529 系統（オミクロン株）の感染が確認された患者等に係る入退院及び 航空機内における濃厚接触者の取扱いについて

今般、厚生労働省より各都道府県等衛生主管部（局）宛てに標記の事務連絡がなされ、本会に対しても情報提供がありましたのでご連絡いたします。

「B.1.1.529 系統（オミクロン株）」については、令和3年11月30日付（健Ⅱ423F）をもって貴会宛てにお送りいたしました。

本事務連絡の概要は下記のとおりです。

また、令和3年11月30日、海外から空港に到着した乗客で、検疫により確認された新型コロナウイルス無症状病原体保有者1名の検体について、国立感染症研究所でゲノム解析を実施したところ、オミクロン株であることが確認されました。

関連事務連絡「新型コロナウイルス感染症（変異株）に係る健康観察について」、「航空機内におけるB.1.1.529 系統（オミクロン株）陽性者の濃厚接触者に関する宿泊施設への滞在について」についても併せてご連絡いたします。

記

I. B.1.1.529 系統（オミクロン株）の患者及び当該患者に対する入退院の取扱い

1. 当面の間、B.1.1.529 系統（オミクロン株）であることが確定した患者又は同株であることが疑われる者については、原則、感染症法に基づく入院措置を行うこととし、迅速に対応がとれるよう、あらかじめ医療機関の確保等について調整する。

※入院期間中は個室隔離とし、他の株の患者と同室にしないこと。また、陰圧管理を行うことが望ましい。なお、同株であることが確定した患者同士を同室とすることは可能。

2. 1により入院措置を行った者の退院基準については、科学的な知見が得られるまでの当面の間、以下のとおりとする。

(1) 有症状者の場合

症状軽快後 24 時間経過した後に核酸増幅法または抗原定量検査（以下「核酸増幅法等」）の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した 24 時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

(2) 無症状病原体保有者の場合

陽性の確認から 6 日間経過した後に核酸増幅法等の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した 24 時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

(留意事項)

- ・症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることとする。
- ・2の核酸増幅法等の検査の際に陽性が確認された場合は、24 時間後に核酸増幅法等の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した 24 時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認されるまで、核酸増幅法等の検査を繰り返すものとする。
- ・患者が再度症状を呈した場合や無症状病原体保有者が新たに症状を呈した場合は、症状軽快後に 2 の場合に該当するまで退院の基準を満たさないものとする。
- ・B.1.1.529 系統（オミクロン株）でないことが 2 の退院基準を満たす前に判明した場合には、現行の退院基準により対応して差し支えない。

3. これらの対応に当たっては、個人情報保護に十分配慮する。

II. 航空機内における B.1.1.529 系統（オミクロン株）陽性者の濃厚接触者

B.1.1.529 系統（オミクロン株）であることが確定した患者と同一の航空機に搭乗していた場合は、その座席位置に関わらず、濃厚接触者として対応する。